



島根県報

令和4年3月31日（木）

号外第43号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

退職勸奨の記録に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	2
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	(薬 事 衛 生 課)	3

【訓令】

文書の左横書き実施要領の一部改正	(総 務 課)	3
------------------	---------	---

公布された条例等のあらまし

◇退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則（規則第54号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第55号）

1 規則の概要

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第43条・第44条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。ただし、1の一部については、令和5年4月1日から施行することとした。

◇狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

狂犬病予防技術員の身分証明書に係る規定及び様式の整備

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

規**則**

退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第54号

退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則

退職勧奨の記録に関する規則（昭和61年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「、氏名及び印」を「及び氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第55号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

第44条第1項の表第3号中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第44条第1項の表第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第56号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和25年島根県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

様式第1号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓

令

島根県訓令第5号

本 庁
地方機関

文書の左横書き実施要領（昭和35年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第3の1の(4)を次のように改める。

(4) 公用文作成の考え方（建議）（令和4年1月7日付け文化審議会建議）

別表の1の(1)のウの表中「平成元年4月1日」を「令和元年5月1日」に、「平成元. 4. 1又は平元. 4. 1」を「令和元. 5. 1又は令元. 5. 1」に改め、同表の1の(2)の表中「八雲村」を「八雲町」に改め、同表の2の表中「平成元. 4. 1」を「令和元. 5. 1」に、「22—5111」を「22 - 5111」に、

「

—	ダッシュ	語句の説明、言い換えなどに用いる。また、丁目、番地などを省略して書く場合にも用いる。	青信号—進め 赤信号—止まれ 霞が関2—1—2
---	------	--	-------------------------------

」

を

「

-	ハイフン	数字又はアルファベットによる表記の区切りに用いる。	〒690 - 8501 0852 - 22 - 5111
---	------	---------------------------	---------------------------------

」

に、

「

〇	そでかっこ	注、備考等付記して説明する場合に用いる。	〔注〕 〔備考〕
---	-------	----------------------	-------------

を

「

〇	そでかっこ	注、備考等付記して説明する場合に用いる。	〔注〕 〔備考〕
【】	隅付きかっこ	注意点及び強調すべき点を目立たせたりする場合に用いる。	【会場】 講堂 【取扱注意】

に、「平成元年4月1日」を「令和元年5月1日」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。